

郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る制限付一般競争入札実施要綱

平成19年7月20日制定

令和3年3月24日最終改正

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建築物等維持管理業務委託（以下「業務委託」という。）の請負契約に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 制限付一般競争入札に付す対象業務については、設計金額（規則第42条の2第2項に規定する契約にあつては、設計金額を基に算出した履行期間分の総額）が1,000万円以上の業務委託のうちから、郡山市契約審査会（郡山市契約審査会規程（平成6年郡山市訓令第9号）第1条により設置された郡山市契約審査会をいう。以下「審査会」という。）の審議を経て、市長が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、制限付一般競争入札に付すべきものと認めた業務委託については、これを対象業務として指定できるものとする。

(入札参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成8年3月18日制定。）に基づく有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」という。）の規定に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 対象業務の性質又は目的を考慮して審査会が必要と認める営業所の所在地要件を満たす者であること。
- (5) その他対象業務ごとに審査会が必要と認める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 市長は、規則第22条の規定に基づき、第1号様式により公告を行うものとする。

2 公告は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示して行うとともに、郡山市ウェブサイトにも掲載するものとする。

(入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

第5条 市長は、制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の参加資格を確認するため、公告において指定する日までに、申請者に入札参加申請書（第2号様式。

以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、当該業務委託契約の担当部長の承認を受け、その結果を申請者に対して、入札参加資格確認通知書(第3号様式)により通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者(以下「入札参加資格者」という。)が入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第3条の各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、当該入札参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第8条 対象業務の図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、公告において指定する期間(以下「指定期間」という。)内に閲覧に供するものとする。

2 入札参加申請者は、指定期間において設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。

3 入札参加申請者は、設計図書等に関して質問があるときは、設計図書等質問書(第4号様式。以下「質問書」という。)により行わなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された質問書について、設計図書等回答書(第5号様式。以下「回答書」という。)により回答するとともに、当該質問書及び回答書を設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

(委託料内訳明細書)

第9条 市長は、必要と認めるときは、入札の執行に先立ち、入札参加資格者に対し委託料内訳書(数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。)の提出を求めることができる。

(入札の中止等)

第10条 市長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(入札の方法)

第11条 入札の実施に当たっては、規則第33条第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定するものとする。

2 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

3 再度の入札は、原則1回とする。

4 第2項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結するものとする。

5 前項の随意契約に係る見積り合わせは、原則2回を限度とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

公告第 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

年 月 日

郡山市長

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 業務委託名
- 2 施行場所
- 3 委託期間
- 4 業務概要
- 5 支払条件

第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所
- 2 日時

第3 入札に参加する者に必要な資格

第4 入札参加の申込み

- 1 申請書等の交付及び受付
- 2 確認結果の通知

第5 設計図書等の閲覧

- 1 期間
- 2 時間
- 3 場所
- 4 設計図書等の複写

第6 設計図書等に対する質疑応答

第7 入札保証金

第8 入札書に記載する金額

第9 入札の中止等

第10 入札の無効

第11 落札者の決定等

第12 契約の締結及び契約書の作成

第13 契約保証金

第14 入札に関する注意事項

第15 その他

入札参加申請書

年 月 日

郡山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

市登録番号

貴市において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 業務委託名

2 施行場所

(第2号様式裏面)

地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

様

郡山市長

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった制限付一般競争入札に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

業務委託名	
入札参加資格の有無	有 無
入札参加資格がないと認めた理由	

※整理番号	
-------	--

設 計 図 書 等 質 問 書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

作成担当氏名

電 話 番 号

業務委託名	
質 問 事 項	

注：※印の欄には記載しないこと。

※整理番号	
-------	--

設 計 図 書 等 回 答 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

郡山市長

委託業務名	
回 答 事 項	